

## コーポレート・ガバナンス

## 透明性の確保が成長のダイナミズムを生む



**東 哲郎**  
取締役会長

2012年3月期を振り返りますと、東日本大震災、福島原子力発電所事故に端を発した電力供給不足、タイの洪水によるサプライチェーンの混乱、また、ギリシャ財政危機の影響を受けての円高の進行など、日本の経営環境は大変厳しいものとなりました。しかし、東京エレクトロンは、このアニュアルレポートで触れていますように、東京エレクトロン宮城新工場ほか、当社の将来を担う新しい製造・開発拠点の構築、また、新製品の市場開拓など、重要な布石を積極的に

打つことができました。これも株主様はじめ、ステークホルダーの皆様の暖かいご支援とご理解があったからこそと深く感謝申し上げます。

さて、世界の経済情勢はいまだ不確実な要素が数多くあり、先行きに不透明感を残す状態ですが、このような状況の時にこそ中長期的観点で企業価値向上に向けた施策をはっきりと打ち、未来の姿を示すこと、そして経営の透明性と健全性を維持、強化することが極めて重要であると考えています。そのために

は、株主様から経営の委託を受けている取締役会、経営の執行責任を持つ執行体制、そして執行現場の主体である社員、それぞれが会社の明るい未来を築くべく、夢と活力に満ちたダイナミックな組織として機能しなければなりません。また、この三者間の意思疎通が極めて迅速かつ透明性の高い形で行われ、この三位一体の経営から生まれる経営方針、事業方針が、広くお客様、社会から受け入れられ、期待を生むものでなければなりません。

会社のダイナミックな成長は、以上の  
ようなガバナンスが強化されてこそ確  
保されるものであり、当社は真のグロー  
バルカンパニーとして、株主様はじめ世  
界中のステークホルダーの皆様の信頼  
とご期待に応えるべく、透明性の高い経  
営を維持、強化していきます。今後もこ  
の観点から会社の執行体制および社員  
を支え、励まし、アドバイスしてまいりま  
す。皆様、今後ともよろしくお願い申し上  
げます。

## コーポレート・ガバナンス

東京エレクトロンは、経営のグローバル化が進行する中、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えています。当社は以下の3つの基本方針のもと、実効性の高いガバナンス体制の構築に努め、内部統制システムおよびリスク管理システムの整備・強化を推進しています。

## 当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. 迅速な意思決定と事業の効率的執行
3. タイムリーかつ適切な情報開示

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は会社法に基づく監査役会設置会社でありながら、より経営の透明性・客観性を高めるために、独自の報酬委員会、指名委員会を設置しています。また、執行役員制度を導入し、取締役会と執行機関の機能を分離しています。加えて、株主

に対する経営の透明性が重要であるとの視点に立ち、1999年より代表取締役の個別報酬を開示しています。

取締役会

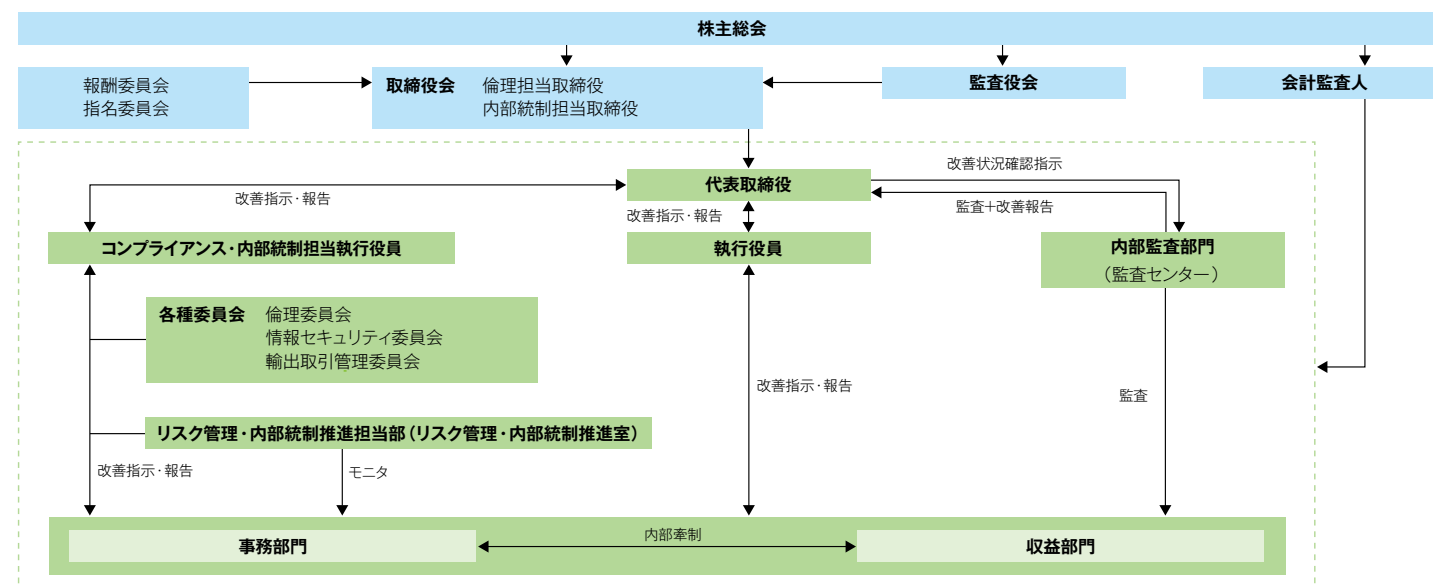
取締役14名(うち社外取締役2名)で取締役会を構成しています。取締役会は原則として月1回開催し、必要場合は臨時取締役会を開催することとしています(2012年3月期は合計12回の取締役会を開催しました)。経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とするため、当社の取締役の任期は1年です。

また、経営の透明性の確保を目的として、独自の報酬委員会と指名委員会を設置し、ガバナンスの向上を目指しています。両委員会とも、委員は代表取締役を除く取締役または監査役で構成しています。

報酬委員会： 役員報酬の制度および代表取締役の個別報酬額を取締役会に提案する。

指名委員会：株主総会で選任される取締役候補および取締役会で選任される最高経営責任者候補を指名し、取締役会に提案する。

コーポレート・ガバナンス、内部統制システムおよびリスク管理体制の模式図



## コーポレート・ガバナンス

## ■ コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス

## 監査役会

監査役4名(うち社外監査役2名)で監査役会を構成しています。監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、業務監査、会計監査、リスク管理の評価を行うとともに、取締役の職務執行を監査しています。2012年3月期は合計7回の監査役会を開催しました。

## 社外取締役・社外監査役

当社は、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、井上弘氏((株)東京放送ホールディングス代表取締役会長)、坂根正弘氏((株)小松製作所取締役会長)の2名を社外取締役として、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、田近東吾氏、酒井竜児氏(長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士)の2名を社外監査役として招聘しています。なお、田近東吾氏は、常勤監査役として当社グループの監査をしています。

## 執行役員制度

当社は、取締役会と執行機関の役割をより明確化し、迅速な意思決定とよりスピーディーな事業戦略の立案・実行を図るため、執行役員制を導入しています。

## 役員報酬

当社は、業績や株主価値との連動性を高めるとともに、企業競争力強化および経営の透明性向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しています。

1. 取締役の報酬は、月額固定報酬と年次業績連動報酬からなります。
2. 取締役の業績連動報酬制度につきましては、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、評価指標として業績連動指標である連結当期純利益と連結自己資本当期純利益率「ROE」の達成度を加味するこ

ととし、当期の重点経営目標指標、特殊な損益および考慮すべき特殊要因等がある場合は必要な調整を行います。業績連動報酬は現金賞与と株式報酬で構成され、その構成割合は概ね1対1としています。株式報酬につきましては、「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を付与することとし、3年間の権利行使制限期間を設定しています。なお、業績連動報酬額は年間固定報酬額の5倍を上限としています。

3. 年次業績連動報酬において、社外取締役は株式報酬の支給対象外です。
4. 監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、月額固定報酬のみとしています。
5. 役員退職慰労金制度は、役員報酬体系の見直しに伴い、2006年3月期以降分を廃止しました。

## 内部統制システムおよびリスク管理

当社は、企業価値向上のために、また、全てのステークホルダーに対して責任のある行動をとるために、実効性のある内部統制の強化に取り組んでいます。当社取締役会で定めた「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」に基づく実践的活動を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」への対応を実施しています。

## 内部統制システム

当社グループ全体の内部統制・リスク管理体制をより実効的に強化していくため、内部統制担当取締役およびコンプライアンス・内部統制担当執行役員のもと、リスク管理・内部統制推進室を設置し、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析を行い、重要なリスクについては必要な施策を推進してリスク低減に努めています。また、情報セキュリティ委員会、輸出取引管理委員会を設置し、機密情報管理、輸出コンプライアンス体制の一層の強化を図っています。

## 内部監査部門における監査—監査センター

当社グループ全体の内部監査部門として、監査センターを置いています。監査センターは、当社グループの国内・海外拠点において業務監査、コンプライアンス監査、システム監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているか評価を行い、必要な場合には現場への業務改善の支援を行っています。

## 監査役と内部監査部門の連携

監査役は、内部監査部門である監査センターの報告会(2012年3月期は合計年13回)等を通じ、内部監査部門と連携をとっています。

## 監査役と会計監査人との連携

監査役は、会計監査人から当期の監査計画を受領し、監査方法の概要および監査重点項目等について説明を受け、四半期・期末決算時に会計監査人からそれぞれレビューおよび監査結果に関する報告を受けています。

なお、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、迅速かつ正確に監査が実施できるよう、年間を通じて必要な情報、データを提供しています。

## コンプライアンス

ステークホルダーからの「信頼」は事業活動の生命線です。この「信頼」を維持するためには、企業倫理とコンプライアンス(法令等遵守)を継続的に実践していくことが欠かせません。「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」においても、高い倫理観やコンプライアンス意識を持って行動することをグループ全役員・社員に求めています。

## 倫理基準、倫理担当取締役、倫理委員会

グローバルな事業活動を行うための共通の基準として、1998年に「東京エレクトロングループ倫理基準」を制定しました。また、同1998年より、倫理担当取締役を任命するとともに、企業倫理を浸透させるための運用機関として倫理委員会を設けています。倫理基準とそのQ&Aをまとめた冊子は、日本語・英語・韓国語・中国語で作成され、海外を含むグループ全役員・社員に配布されています。さらに、環境や社会的要求の変化に応じて、倫理基準の見直しを適宜行っており、直近では2011年4月に倫理基準とそのQ&Aを改訂しています。



東京エレクトロンの倫理基準

## コンプライアンス・内部統制担当執行役員

当社執行役員の中にコンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上とさらなる徹底に努めています。

## コンプライアンスの実践・徹底に向けた取り組み

倫理基準のもと、コンプライアンスに関する基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定しています。この規程は、当社グループの事業活動に従事する者が、法令・規則、国際的なルールおよび社内のルールを正確に理解し、それらに則した行動を継続的に実践することを目的としています。また、Webを活用した社員教育、社内イントラネットを通じた情報発信等、コンプライアンスの実践と意識向上の施策を実行しています。



コーポレート・ガバナンス

内部通報制度

当社グループでは、法令や企業倫理に反する疑いのある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を運営しています。グループ全体の通報窓口として倫理ホットラインとコンプライアンスホットラインを設置するとともに、海外拠点においては拠点毎の通報窓口も設置しています。いずれの窓口においても、通報者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保しています。

情報開示

当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社を正しく、またより深く知っていただき、当社の企業価値を正当に評価していただくために、当社グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めています。また、情報公開を通してステークホルダーの皆様からいただくご意見等につきましては、会社経営の参考として社内で活用しています。

情報開示の基準

- 当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の定める有価証券上場規程を遵守します。

- 有価証券上場規程に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有効と判断した情報については積極的に公平・公正かつタイムリーに開示しています。

情報開示の方法

- 有価証券上場規程に該当する情報（重要事実）は、東京証券取引所のTDnet（Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム）において開示するとともにプレスリリースを行った後、すみやかにWebサイトに同一資料を掲載します。
- 重要事実以外の情報についても、Web、各種印刷物等の情報伝達手段を適宜活用し、ステークホルダーの皆様に公平・公正かつわかりやすく開示しています。
- 当社はアナリスト・投資家向けに決算説明会を開催しており、これはマスメディアにも公開されています。説明会の模様は音声配信にて年2回（本決算・第2四半期決算）、また各四半期決算の説明会資料については全て当社Webサイトに掲載しています。
- 外国人投資家に対し公平な情報提供を行うため、開示情報は、原則、日本語版・英語版を同時にリリースします。ただし、英文翻訳作業の関係でWebサイトへの掲載が多少遅れることがあります。

株主総会に関する取り組み

当社は、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向け、株主総会日の3週間以上前に株主総会招集通知を早期発送しており、株主総会を集中日以外に開催しています。また、議決権行使の方法については、インターネットを利用した議決権行使を採用するほか、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しています。

招集通知・報告書・決議通知・議決権行使結果・株主総会のプレゼンテーション資料などもWebサイトに掲載しています。



FTSE4Good

東京エレクトロンは、  
FTSE4Good Global Index 銘柄に  
選定されています

東京エレクトロンは、「FTSE4Good Global Index」銘柄に選定されています。当社は、ロンドン証券取引所の100%出資会社であるFTSE社が世界中の優良企業を対象にした社会的責任投資指標「FTSE4Good Global Index」の銘柄に、2003年9月以来継続して選定されています。

コーポレート・ガバナンスに関する主な制度の有無

|              |   |                      |
|--------------|---|----------------------|
| 報酬委員会        | 有 | 代表取締役を除く取締役または監査役で構成 |
| 指名委員会        | 有 | 代表取締役を除く取締役または監査役で構成 |
| 社外取締役        | 有 | 14名中2名               |
| 社外監査役        | 有 | 4名中2名                |
| 執行役員制度       | 有 |                      |
| 代表取締役の個別報酬開示 | 有 | 1999年より開示            |
| 業績連動型報酬制度    | 有 | 監査役は制度の対象外           |
| ストックオプション制度  | 有 | 社外取締役、監査役は制度の対象外     |
| 役員退職慰労金制度    | 無 |                      |
| 買収防衛策        | 無 |                      |